

第1回宇宙活動に関する法制検討ワーキンググループ議事要旨

◎ 日 時：平成20年11月19日（水）16：00～18：05

◎ 場 所：中央合同庁舎第7号館905B会議室

◎ 出席構成員：（敬称略、50音順）

小菅敏夫（主査）、青木節子、浅田正一郎、川島レイ、小塚莊一郎、佐々木学、田中俊二、西口浩、福永哲雄、棕田哲史

◎ 議事要旨：

1. 開会

初会合に当たり、宇宙開発戦略本部事務局長及び小菅敏夫主査からあいさつがなされ、続いて、各構成員から自己紹介が行われた。

2. 宇宙活動に関する法制検討ワーキンググループの運営について

資料2について事務局より説明が行われ、原案のとおり本ワーキンググループを運営することが決定された。これに基づき、小菅主査より青木構成員が主査代理に指名された。また、小菅主査より、内閣府、総務省、外務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省及び宇宙航空研究開発機構からオブザーバを本ワーキンググループに出席させることが決定された。

3. 我が国における宇宙4条約に関する国内措置の現状について

資料3について事務局より説明が行われた。

4. 諸外国の宇宙活動法について

資料4について青木節子構成員より説明が行われた。主な質疑応答は、以下のとおり。

（→は質問に対する青木構成員の回答）

○ 産業振興の観点については、諸外国の宇宙活動法においてどのような規定がなされているのか。また、どこの国の法律が我が国の宇宙活動法の検討の参考となるとお考えか。

→ ノルウェー等宇宙の商業化が開始する以前に国内法を制定した国以外について、概ね言えることだが、産業振興の観点は、主として第三者損害賠償の制度に盛り込まれており、事業者の損害賠償責任限度額が、法律中に規定がない場合であっても免許規則等に規定されている。我が国の国内法の整備に当たっては、現行の法令に基づく運用を集約し取りまとめることだけでも、フランス並みの法律ができるが、さらに先進的な米国も参考になると思う。

○ 資料中の「宇宙中進国」の定義はあるのか。

→ 独自の打上げ射場、ロケットを持たないが衛星を所有し宇宙活動を行っている国を想定している。

- ロケット打上げと衛星の運用では、なぜ規制の厳しさや内容が違うのか。また、ドイツ等がリモートセンシング関連の法律を整備するに至った背景について教えてほしい。
- 打上げ時が一番大きな危険を伴うので、それなりの規制が必要になっている。衛星の運用については、各国とも法律ではなくその下の規制に基づく免許付与時の安全審査等で規制している。また、ドイツ、カナダにおいては、リモートセンシング画像の商業利用が発展したことにより安全保障上の問題が生じ得ることに備えて、法整備を進めたと考えられる。

5. 外務省「宇宙法等検討会 とりまとめ文書」の報告について

資料5について外務省より説明が行われた。

6. 当面の検討課題について

資料6について事務局より説明が行われ、以下の議論の結果、原案のとおり了承されるとともに、産業振興の観点を中心に考慮して議論していくという方針が確認された。

- 国内法を整備するに当たっては、条約等の国際約束の履行義務を担保する観点のみならず、産業振興に資する環境整備について必要な事項の法制化についても検討してほしい。
- 大学など中小規模の事業者にとっては、現行の規制体系であっても許可申請等の手続きが煩雑である。例えば、ワンストップサービスのような簡便な手続の仕組みが可能にならないか検討してほしい。
- ロケット打上げにおいて、現時点で打上げ事業者が直面している具体的な課題について、議論する機会を設けてもらいたい。
- 衛星測位システムに関して、準天頂衛星が実利用に供する段階に至った場合には、新たな法制が必要になることが想定されるため、今後の検討課題として認識しておく必要がある。
- 宇宙空間における知的財産法の適用について、当面の検討課題として議論すべき。また、宇宙物体の民事法制上の取扱いについて、一般の動産と同様に取り扱うのがよいのか、船舶や航空機のように不動産のような方法で取り扱うべきなのか等の論点につき、船舶、航空機等に係る類似制度との比較を十分に行った上で議論する必要がある。

7. 当面のスケジュールについて

資料7について事務局より説明が行われ、原案のとおり了承された。

8. その他

次回の会合については、来年1月～2月の間で後日日程調整をすることとされた。

9. 閉会